

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

豊 田 市

平成16年12月 策 定
平成27年10月 第1回 変 更
平成30年 1月 第2回 変更令
令和 4年 9月 第3回 変 更
令和 7年 3月 第4回 変 更

目次

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

- 1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景
- 2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業
- 4 市計画の策定
- 5 市計画の変更

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

- 1 市計画の目的及び位置付け
- 2 市計画の基本的考え方

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 保管量及び使用量の現状
- 2 発生量及び処分量の見込み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

- 1 市内PCB廃棄物の処理の体制
- 2 豊田PCB処理事業所の処理体制
- 3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策
- 4 PCB廃棄物の処理施設の整備
- 5 PCB廃棄物の広域的な処理の体制
- 6 PCB廃棄物の収集運搬の安全確保

第5章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- 1 監視及び指導の徹底
- 2 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開
- 3 関係機関との連携協力

第6章 豊田PCB処理事業所の安全確保

- 1 安全を確保するための基本方針
- 2 PCB漏えい事故の未然防止体制
- 3 PCB漏えい事故発生時の対応
- 4 PCB漏えい事故再発防止対策検討時の対応

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によりその製造、輸入、新たな使用が禁止されて以来約30年間、処理体制の整備が停滞していたため、事業者において保管が行われてきた。この間、保管事業者の倒産や不適切な保管などに起因した紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されていた。

国際的には、平成13年5月の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択され、日本は平成14年8月に批准し、国家レベルでの早急な対応が必要となっていた。

2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会

このような社会情勢の中で、市では市域におけるPCB廃棄物の適正処理のあり方について検討するため、平成12年9月に豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会（以下「市検討委員会」という。）を設置し、審議を重ねた。

平成12年度には主にPCBの汚染油の処理及び住民理解について検討を行い、一刻も早いPCB処理の対応、地域特性に配慮した処理技術の選定、学識経験者や地域住民が参加した豊田市PCB処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）の設置による情報公開及びリスクコミュニケーション（リスクに関する正確な情報を関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。）の推進といった内容の中間答申及びガイドラインを取りまとめて市長に報告した。平成13年度は、さらに収集運搬や容器の後処理等の課題について審議を行い、平成13年8月に全ての審議を終えた。

市検討委員会では、各事業場で使用中のPCB使用機器の期限内の交換と処理、同じく保管中のPCB廃棄物の適正保管と期限内の処理、そして市と収集運搬事業者との協定締結による安全性確保などを内容とする最終答申書を取りまとめ、平成13年9月11日に市長に提出した。あわせて、保管・収集運搬・処分・後処理といった各々の段階を担う、PCB使用機器の所有事業者、PCB廃棄物の保管事業者、収集運搬事業者、処分事業者及び市の役割について規定するガイドラインを提言した。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業

こうした取組や、工業都市として技術の集積があること、また高速道路等の交通の利便性などを踏まえ、平成13年4月に、国から、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「東海4県」という。）のPCB廃棄物の広域処理施設の設置候補地とすることについて、市に打診があった。このときの市からの回答は、PCB廃棄物処理の必要性は理解できるものの、広域処理については住民理解や関係自治体の連携が必要であるとの認識を伝えることとなった。

その後、愛知県を中心に東海4県のPCB廃棄物処理に向けた連携と協力の合意が得られ、市に再度要請があった。これを受けて市では、予定地の周辺及び逢妻男川流域の19自治区

(樹木、三軒屋、本地新田、深田山、広久手、広久手町、土橋、竹上、竹中、竹下、本町、若林、高美町、外根、若林宿舎、駒場、吉原町、中根及び花園町)の区長及び区役員等に、PCB廃棄物の広域処理施設を設置する事業(以下「広域処理事業」という。)の概要と市の広域処理事業への対応方針の説明を行い、広域処理事業の安全性、環境保全の確保及び住民理解の取得等を条件に、広域処理事業推進に協力していくことへの理解を求めた。また、市議会各派に対しても、自治区への説明状況を含め、逐次説明を行った。各派からは、安全性の確保を重視した見解書や意見が提出された。

これらの経過を踏まえ検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入れの方針を決定し、説明会等で示された意見等を反映した受入条件を付して、平成14年9月に愛知県に対して、同年10月に国に対して、環境事業団による広域処理事業の具体化に向けた準備を進めることに同意する回答を行った。これを受けて環境事業団は、環境省に対し豊田事業実施計画の申請を行い、同年10月に環境大臣の認可を受けた。

その後、平成16年4月1日に、環境事業団は、国が資本金を100%拠出して設立した日本環境安全事業株式会社に事業を承継し、全国で5か所のPCB処理事業所を整備する処理事業を進めた。なお、他地域の広域処理事業の実施計画は、平成13年11月に北九州事業、平成14年11月に東京事業、平成15年2月に大阪事業と北海道事業が環境大臣に認可された。

平成26年12月24日に日本環境安全事業株式会社は、社名を中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)に変更するとともに、同社の豊田事業所の名称を豊田PCB処理事業所に変更した。

4 市計画の策定

国は、PCB廃棄物の適正な処理のために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)を平成13年6月に制定し、平成28年7月までに国内のPCB廃棄物を処理すること等を規定した。

また、PCB特措法第6条に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を平成15年4月に策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めた。

市は、平成16年12月にPCB特措法第7条に基づき、豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「市計画」という。)を策定した。

5 市計画の変更

令和5年度末で全国5か所のPCB処理事業所のうち北九州・大阪・豊田事業対象地域で処理事業を終了した。終了後に発見された高濃度PCB廃棄物は令和6年8月国が基本計画を変更し、北海道事業において処理を行うことを決定した。市は、基本計画の変更を踏まえ、令和7年3月に市計画を変更することとした。

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

1 市計画の目的及び位置付け

市計画は、PCB特措法第7条に基づき、基本計画に即して、市域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について、計画的に推進することを目的とする。

また、PCB廃棄物の処理については、国、県、市などの行政機関を始め、保管事業者、収集運搬事業者及び処分事業者など多くの関係者が連携及び協力して、それぞれの役割を果たさなければならない。市計画は、こうした関係者に共通する市域におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本的計画として位置付ける。

2 市計画の基本的考え方

市計画は、基本計画、市検討委員会の答申等を踏まえ、次の事項を基本的な考え方として策定する。

(1) 市域のPCB廃棄物の処分期間等は以下のとおりである。

高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物の処分期限は国の基本計画で定められた処理期間とする。

(2) 豊田PCB処理事業所を解体する際の安全確保については、未然防止体制、漏えい事故発生時、再発防止検討時の3段階に整理して、市及び安全監視委員会による監視指導を行う。また、PCB漏えい事故に係る危機管理対応マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成する。

(3) 市計画の適用期間は、PCB特措法で定められているPCB廃棄物の処理期限である令和8年度末までとする。また、基本計画に大きな変更があった場合等においては、必要に応じて適宜見直すこととする。

第3章PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 保管量及び使用量の現状

表3-1-1 市内のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量（高濃度）

種 類	保管事業場数 (延べ数)	保管量	使用事業場数 (延べ数)	使用量
変圧器	—	—	—	—
コンデンサー	—	—	—	—
廃PCB等（PCBを含む油）	—	—	—	—
その他の機器等	—	—	—	—
安定器	1	5台 123.9kg	—	—
ウエス	—	—	—	—

表3-1-2 市内のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量（低濃度）

種 類	保管事業場数 (延べ数)	保管量	使用事業場数 (延べ数)	使用量
変圧器	11	26台	22	77台
コンデンサー	8	39台	2	2台
廃PCB等（PCBを含む油）	5	103kg	—	—
塗膜	1	42,800kg	—	—
ウエス	3	1,688.8kg	—	—
その他の機器等	3	1台	3	6台

2 発生量及び処分量の見込み

今後のPCB廃棄物の発生量は、現在使用されているPCB使用製品が廃棄物となる見込みの量で推計する。

市域に存在する処分しなければならないPCB廃棄物の量は、保管量、発生量に基づき推計した結果、次のとおりと見込まれる。

表3-2-1 市内の保管量、発生量及び処分量の見込み【高濃度】

種 類	保管量	発生量 (使用量)
変圧器	—	—
コンデンサー	—	—
廃PCB等	—	—
その他の機器等	—	—
安定器	5台 123.9kg	—

表3-2-2 市内の保管量、発生量及び処分量の見込み【低濃度】

種 類	保管量	発生量 (使用量)
変圧器	26台	77台
コンデンサー	39台	2台
廃PCB等 (PCBを含む油)	103kg	—
塗膜	42,800kg	—
ウエス	1,688.8kg	—
その他の機器等	1台	6台

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

1 市内PCB廃棄物の処理の体制

基本計画に即し、次のとおりとする。

(1) 高濃度PCB廃棄物

JESCO豊田における豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物の処理は令和6年3月で終了した。それ以降発見された高濃度PCB廃棄物に関しては国の基本計画に基づき処分を行う。

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の処理については、国が認定する無害化処理認定施設又は都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。当該施設は、令和6年3月時点で、全国33か所に整備されている。

2 豊田PCB処理事業所の解体が完了するまでの体制

豊田PCB事業所は令和6年3月にPCB廃棄物の受け入れを終了した。今後は、豊田PCB事業所施設の解体に伴って発生する高濃度PCB廃棄物を、洗浄やふき取り等により低濃度PCB廃棄物にした後無害化認定施設等に払い出しを行う。

3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

(1) 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割

ア 低濃度PCB廃棄物については、PCBの漏えい、飛散又は紛失による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って確実かつ適正に保管する。

イ 高濃度PCB廃棄物を確認した場合は直ちに処理をするが、やむを得ず処理できなかった場合については、PCBの漏えい、飛散又は紛失による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って確実かつ適正に保管する。

ウ PCB特措法に基づく、PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出については、定められた期限までに豊田市長に届け出る。

エ 保管事業者は、第2章2(1)で設定した処理期限内にPCB廃棄物を処理するため、早期処理を行うよう努める。なお、PCB使用製品の所有事業者にあつては期限内に処理するため、できるだけ早期に使用を中止し、早期処理を行うよう努める。

オ PCB廃棄物は、安全な収集運搬が確保されるよう、PCB廃棄物収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドラインに基づき、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて必要な措置を講じる。

(2) 収集運搬事業者の責務及び役割

PCB廃棄物の収集運搬中の漏えい又は飛散を防止するため、PCB廃棄物収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

(3) 市の責務及び役割

ア 保管事業者、収集運搬事業者及び処分事業者に対し、立入検査等を通じて棄物処理法及びPCB特措法の遵守の指導を徹底するとともに、PCB使用製品の所有事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換及び国が示す処理期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

イ 環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

4 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

豊田PCB処理事業所の事業地域内の高圧変圧器・高圧コンデンサー等の円滑な処理や収集運搬の調整について関係県市で協議するため、平成15年5月に豊田PCB廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会（平成16年12月にPC4B廃棄物処理に係る東海地区広域協議会に改称。以下「広域協議会」という。）が設置された。

広域協議会の会員は、東海4県のほか、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び市並びに特別会員としてJESCO、オブザーバーとして環境省で構成されている。

豊田PCB処理事業所での処理事業が終了した後は、環境モニタリングの結果等施設解体の進捗状況を広域協議会と随時共有する。

第5章PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 監視及び指導の徹底

市は、市域のPCB廃棄物を処理期限内の一日でも早期に、確実かつ適正に処理完了を図るため、次のとおり監視、指導を徹底する。

(1) PCB廃棄物の適正な保管の指導

市内PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止のため、保管状況の詳細な調査、保管事業者に対する処理完了までの適正保管等の啓発並びにPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出指導並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。

(2) 使用機器の円滑な更新と早期処理の促進

現在でも使用されている市内のPCB使用製品の処理については処理期限までに更新と処分の委託を完了するため、所有事業者に対し、PCB非含有機器への機器の更新の啓発及び立入指導等を行い、早期処理を促進する。

(3) JESCOへの計画的な搬入の方針

高濃度PCB廃棄物についてはJESCOと協力し、保管事業者等に対し同社への機器登録の申請をするよう指導する。また、処理期限までの一日でも早期に搬入するよう指導する。

(4) PCB廃棄物掘り起こし調査の実施

市内のPCB廃棄物保管状況の詳細な把握に必要な掘り起こし調査を行い、処理期限内の一日でも早期に処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(5) PCB含有の有無を判別するためのPCB濃度分析の指導

低濃度PCB廃棄物については、高圧変圧器・高圧コンデンサー等とは異なり、電気機器等の銘板に記載されている情報からではPCB含有の有無が判別できないため、PCB含有の有無を判別するには絶縁油のPCB濃度を分析する以外方法がない。

微量のPCBに汚染された、又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者に対しては、当該電気機器等を廃止した場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を分析するよう指導を行う。同様の廃電気機器等を保管している事業者に対しても速やかにPCB濃度を分析するよう指導を行い、未把握のPCB廃棄物の把握に努める。

(6) ガイドラインの遵守

収集運搬に当たっては、PCB廃棄物収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドラインの遵守を徹底する。

(7) 立入調査権等の適切な行使

PCB特措法の規定による報告徴収、立入調査、改善命令等の権限を適切に行使し、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を確実かつ早期に完了させるとともに、処理期限までの一日でも早期の処理を進める。

2 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

(1) 市域のPCB廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

PCB特措法に基づく公表は、国の取組に準じて、市域のPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を市民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努める。

また、低濃度PCBを絶縁油に使用する電気工作物（以下「PCB電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適正に把握するため、愛知県、市及び中部近畿産業保安監督部等との間で情報交換を行い、PCB特措法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の設置の状況に関する報告情報の共有化を図ることとする。

(2) PCB廃棄物及びPCB使用製品に関する情報提供

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者及びPCB廃棄物に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCB廃棄物等の不適正な保管及び処理がされることのないよう情報提供に努める。

3 関係機関との連携協力

豊田PCB処理事業所の廃止に伴い、高濃度PCB廃棄物の収集運搬が広域化するため、市は、PCB処理事業所立地自治体や収集運搬事業者に指導監督権限がある関係自治体等と一層緊密に連携し、PCB廃棄物の早期適正処理を進めていく。低濃度PCB廃棄物についても、処分事業者、収集運搬事業者への指導監督権限がある関係自治体と連携し、情報交換や協議・協力体制を充実する。

第6章 豊田PCB処理事業所の解体撤去及び安全確保

1 安全を確保するための基本方針

豊田PCB処理事業所は、内陸部の住宅地近傍に位置しており、PCB漏えい事故が発生すると、周辺環境に甚大な影響が発生するおそれがあることから、PCBの外部漏えいが起きないようにしなければならない。

市の監視指導や漏えい事故の再発防止対策等については、学識経験者や地域住民が参加したリスクコミュニケーションの場である安全監視委員会及び同作業部会（以下「安全監視委員会等」という。）を積極的に活用するとともに、情報は公開する。

2 PCB漏えい事故の未然防止体制

豊田PCB処理事業所が行う処理施設からの漏えい事故の未然防止対策について、市は、JESCOに対して厳しく監視指導し、市民の安全、安心の確保に努める。

(1) 安全性及び環境保全を確保するための市の監視指導

PCB廃棄物の処理における安全性及び環境保全の確保については、「豊田PCB処理事業所PCB廃棄物処理施設の解体撤去計画の概要」及び「JESCO PCB廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル」に基づき安全対策、環境保全対策が行われている。今後は、この履行状況について、経年劣化を踏まえて監視指導を行う。

(2) 環境保全に関する協定

市は、豊田PCB処理事業所の安全性及び環境保全を確保するため、平成16年4月に、受入条件、具体的な実務や手順を定めた「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定（以下「協定」という。）」をJESCOとの間で締結した。

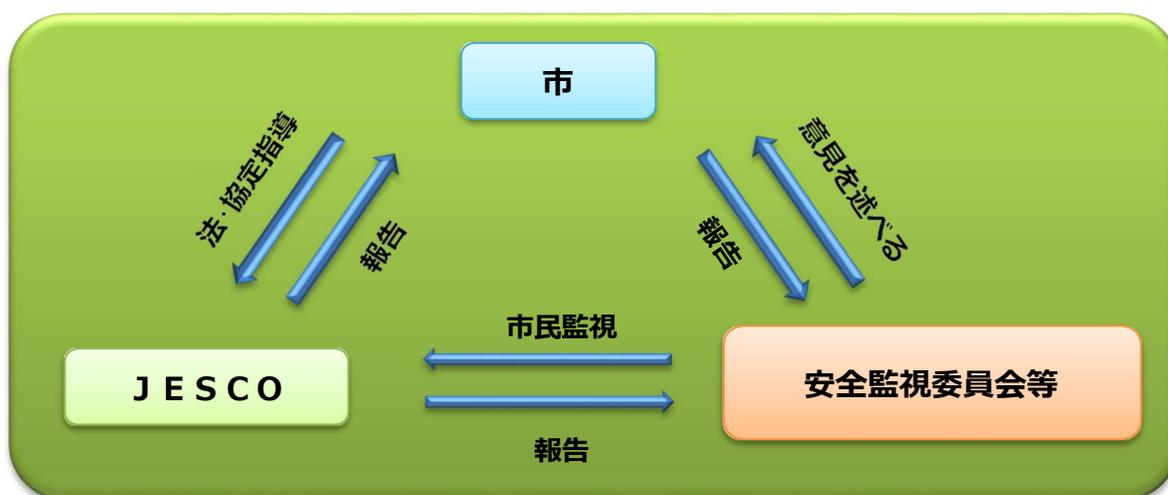
(3) 安全監視委員会等を活用した監視体制の構築

PCB廃棄物の処理については、地域住民の理解が第一であり、地域住民の安心を生み出すために、リスクコミュニケーションが必要である。

このため、市民参加による安全監視組織として安全監視委員会を平成15年10月に設置した。安全監視委員会は、地域住民や学識経験者で構成され、処理業者から施設運転状況や処理状況等について報告を受け、安全対策などについて確認と検証を行い、事業の監視及び処理業者とのリスクコミュニケーションの推進を図っていく。

安全監視委員会等の報告内容や質疑等については、個人情報や企業の正当な利益を害すおそれがある等の情報を除き、公開することで、地域住民の安心を醸成していく。なお、市は、安全監視委員会等を積極的に活用し、漏えい事故の未然防止を徹底する。

図6-1 市、安全監視委員会等、JESCOとの関係



3 PCB漏えい事故発生時の対応

万一、豊田PCB処理事業所でPCBの外部漏えい事故が発生した場合は、市は消防等関係者と連携し、安全監視委員会等を活用するなど、周辺住民の安全確保を最優先に対応し、事態を速やかに収束させるよう努める。

(1) 市の対応及び役割

周辺環境に影響のない施設内の漏えいトラブル等、廃棄物処理法の違反にならない軽微な事故やトラブルについても、協定を根拠に指導を行う。

一方、環境保全上支障があると認めるときは、廃棄物処理法及び協定に基づき、JESCOに対して、処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう速やかに指示する。市の具体的な対応については、豊田市PCBによる環境汚染事故等に係る危機管理マニュアルによるものとする。

(2) 安全監視委員会等の役割

JESCOから全ての事故やトラブルについて報告を受け、事故原因に対する漏えい防止対策が適切に行われているか確認、監視を行う。